

No. 124(2011/3)

鑑定証書の作製に際し絵画の縮小コピーを添付したことは引用に該当すると判断された事例——鑑定証書事件控訴審判決

泉 克幸（徳島大学）

1 はじめに

絵画等の美術作品の鑑定証書が作製される際、鑑定の対象である美術作品を特定するために、当該美術品の縮小コピーが鑑定証書に添付されることがある。このような場合の縮小コピーは、美術作品の著作権（複製権）の侵害を構成するであろうか。鑑定証書事件はこの問題を扱ったおそらく初の事案である。

1 審の東京地方裁判所は複製権侵害に当たると判断し、鑑定を行った者に対して損害賠償を命じる判決を下した（東京地判平成 22 年 5 月 19 日。原判決）。これに対し、控訴審である知的財産高等裁判所は、そのような縮小コピーの作製も著作権法上の「複製」ではあるが、「引用」（著 32 条 1 項）に該当するので許されると判示し、原判決を取り消した（知財高判平成 22 年 10 月 13 日。本判決）。

本件は美術品の鑑定業務に係る鑑定証書の作製という特殊な領域に関するものではあるが、引用の成否を決する基準について一般的な説示内容を含んでいる。わが国著作権法は米国におけるフェアユース規定のような一般的な制限規定を有していない。そのため、文化の発展という著作権法の究極的な目的、権利者と利用者との利益バランス、著作物の流通促進あるいは公正な取引秩序、等の観点を勘案するならば、権利侵害としないことが合理的である場合であっても、形式的には複製に当たる行為が行われると権利侵害が成立してしまうという不都合なケースも想定される。こうした不都合を回避する具体的手法の一つとして、現行の制限規定（著 30 条以下）を弾力的に解釈するという手法があり得るところである。その意味で、本件控訴審判決の示した引用に関する考え方は本件事案以外にも援用できる可能性を含んでおり重要であると思われるので、以下において紹介し、解説を行うこととする。

- 2 事案の概要と原判決
- 3 控訴審判決（本判決）
- 4 解説

（以上全 10 ページ）